

## (別紙5) 技術ヒアリング実施要領

### 1 業務名

津山圏域クリーンセンター敷地造成及び最終処分場実施設計業務委託

### 2 技術ヒアリングの目的及び実施要領

技術提案者の中で最も優れた提案者を選定するために審査委員会による技術ヒアリングを実施する。

技術ヒアリングでは、プレゼンテーションの後、提出済の技術提案書に記載された事項、本設計業務への取組意欲及び理解度などについて質疑を行う。

公正を期すため、ヒアリング及び審査は、受付番号のみで行う。

### 3 日程（予定）

開催日：平成21年12月25日(金)

持ち時間：参加者1社につき40分（プレゼンテーション20分 質疑20分）

開催時刻及び留意事項の追加等は、参加表明者に別途通知する。

### 4 会場

津山市中北下1300番地

津山市役所久米支所

技術ヒアリング会場 2階大会議室

参加者控え室 3階第1会議室，第2会議室

### 5 出席者

出席者は、下記に示す説明者4名以内とする。

原則として代理人の出席，指定された者及び委員長が認めた者以外の者の出席は認めない。

\* 説明者が新型インフルエンザ等の場合は医師の診断書を添付して代理人の出席を申出すること。

#### 【説明者】

#### ・第1構成員

（予定）主任技術者

（予定）管理技術者の内1名（土木技術）

（予定）管理技術者の内1名（建築技術）

#### ・第2構成員が分担する業務の（予定）管理技術者。

### 6 受付

参加者の受付は、指定時間の30分前に参加者控え室で行う。説明者については、身分を証明するものを用意しておくこと。

## 7 公開の有無

非公開とする。

## 8 プレゼンテーション及び質疑

- (1) プレゼンテーション及び質疑に使用する資料は、提出した技術提案書（A0程度に拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での説明も可）のみを使用すること。新たな文言及びイメージ図・写真等の提案に関する内容を加えることは禁止とする。
- (2) 提出した技術提案書以外の資料（添付資料を含む。）を使用した場合、提出された技術提案書は無効とする。
- (3) 技術ヒアリング時の追加資料は受理しない。写真・模型・パネル等の持ち込みは禁止とする。
- (4) 説明に使用するパーソナルコンピューター用ファイルはCD-Rに記録し、審査書類とともに提出したものとす。
- (5) 会場に用意するホワイトボードを使用し、説明に図解を加えることは認めるが、説明資料（模型及び模型の写真等を含む。）を追加提出することはできない。

## 9 留意事項

- (1) プロジェクターは事務局で準備したものを使用するが、パソコンは、各社で用意すること。プロジェクター機種の仕様等については別途通知する。
- (2) 技術ヒアリングに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、特定しないこととする。ただし、交通機関の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局へ連絡のこと。
- (3) 技術提案書提出後、技術ヒアリングに参加しない場合は、ヒアリングの前日までに申出書を提出すること。（FAX可）
- (4) 応募者名は伏せて受付番号で審査するので、技術ヒアリング時には会社名や担当者名等応募者を特定できるような表示や言動は行わないこと。
- (5) ヒアリング会場へは、前の参加者が退出後に控室から誘導するので、連絡があるまで控室で待機すること。  
進行上、開始時刻が前後することもあるが、控室が2室しかないので、開始時間の40分以上前に控室に入らないこと。